

鳥取県立岩美高等学校 運動部活動に係る方針

平成 31 年 4 月

令和 2 年 4 月一部改訂

1 活動目標

- (1) 校訓「誠実・協働・果敢」の実現に向けて、部活動を教育活動の一環として実施する。
- (2) 部活動を通して、生徒の自主性や共同性、責任感、連帯感など人間として調和のとれた育成をめざし、生徒の「生きる力」の育成に努める。
- (3) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を尊重し、生徒一人ひとりが人間性豊かに成長していくことをめざす。
- (4) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (5) 生徒の発達段階を考慮し、家庭や地域社会との連携を図りながら、メリハリをつけて活動していく。
- (6) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- (1) 休 養 日：生徒の意見・実態を鑑み、原則として週末のいずれかを含む週 1 日以上の上の休業日を設ける。(※別紙「活動計画表」参照)
- (2) 活動時間：学期中は原則として、長くても平日は 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とし、合理的、効率的かつ効果的な活動を行う。
- (3) 参加する大会：原則として、県高体連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- (4) その他
 - ・原則として、試験の 1 週間前（土日含む）の部活動を控える。
 - ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、展望を持った上で活動を行う。
 - ・週末に試合等で活動した場合は、原則として部活動休養日を他の曜日に振り替える。
 - ・複数顧問で協力しあいながら指導にあたり、時間外業務の軽減に努め、生徒のみならず顧問の心身の健康に留意する。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、保護者の理解が得られるよう努め、活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、気温、湿度、生徒の体調等に気を配り、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。